



# 第三者行動規範

2025年11月



# 目次

## 3 はじめに

- 4 定義
- 5 声を上げましょう
- 6 本行動規範および法規制の遵守
- 6 デュー・デリジェンスおよびモニタリング

## 7 ビジネスにおける信頼を築く

- 7 独立性
- 8 利益相反および身長に対応すべき状況
- 8 公正な競争
- 9 腐敗行為および贈収賄の防止
- 10 経済犯罪およびマネー・ローンダーリング
- 10 インサイダー取引
- 10 制裁および輸出規制

## 11 お互いの信頼を築く

- 11 採用および雇用慣行
- 12 賃金および労働時間
- 12 労働環境
- 13 児童労働
- 13 人身取引
- 13 安全衛生
- 14 結社の自由

## 15 社会における信頼を築く

- 15 環境スチュワードシップ

## 16 情報利用における信頼を築く

- 16 機密保持およびデータ保護
- 17 知的財産
- 17 ITセキュリティ
- 17 ソーシャルメディア

## 18 本行動規範の確認

# はじめに

PwCは、プロフェッショナル・サービスの世界的なリーディング・ファームとして、多くの世界的な有名企業と協業しています。PwCの目的は、信頼を構築し、重要な課題を解決することにあります。

PwCは、倫理規範や職業上の基準、法規制、社内規定および以下の基本的価値観に基づいて事業活動を行うことに努めています。



## Act with integrity

- 正しいと思ったら声を上げる、それが困難と感じるときほど
- 最高のクオリティを期待し、生み出す
- 自分自身のレビューーションが問われているかのように決断し行動する



## Make a difference

- 常に世の中の情報に通じ、その将来について自分の意見を持つ
- 同僚、クライアント、そして社会と共に、行動を通じてインパクトを生み出す
- 絶えず変化する環境にスピード感をもって対応する



## Care

- すべての人を個人として尊重し、その人にとって何が大切なかを理解する
- 一人ひとりの貢献を認め合う
- 周りの人の成長をサポートし、その人が最も能力を発揮できるやり方を尊重する



## Work together

- 様々な境界を越えて協働し、人脈、アイデア、知識を共有する
- 多種多様な視点、人材、アイデアを求め、それらを結びつける
- 双方向のフィードバックを通じて、互いを高めあう



## Reimagine the possible

- 現状に挑戦することをいとわず、新しいことを試す
- 創造する、試す、失敗から学ぶ
- いかなるアイデアに対しても先入観を持たない



PwCは、国連グローバル・コンパクト（「UNGC」）の署名企業であり、UNGCの基礎となる10原則を支持しています。これらの原則は、本行動規範にも反映されています。

PwCの第三者行動規範（「本行動規範」）は、PwCが取引を行う第三者パートナーの皆様に対して最低限期待する誠実性と業務行動の基準を定めたものです。PwCは、第三者パートナーの皆様にも、PwCとの取引に携わる自己の人員や外部の事業者に対して、同水準の誠実性と業務行動を求めて頂くことを期待しています。

PwCは、このような行動規範において第三者パートナーの皆様が遭遇するあらゆる状況を網羅することは不可能であると考えています。従って、本行動規範は、適正な業務遂行について正しく判断し、必要な助言を得る第三者パートナーの皆様ご自身の責任を代替するものではありません。本行動規範について追加的なガイダンスやサポートが必要な場合は、通常のお取引において窓口となっているPwCの担当者にご相談ください。



経済協力開発機構（OECD）は、OECD多国籍企業行動指針（「OECD行動指針」）などのガイダンスを提供しています。OECD行動指針に法的な拘束力はないものの、企業がグローバルに事業展開するにあたり責任ある行動をとるための原則と基準が定められており、適切なコンプライアンス要件や基準を設定する上で、有用な枠組みを示しています。PwCは、多国籍企業ではなく、各国の独立した法人で構成されるメンバーファームの総称ですが、PwCネットワークで定める基準や方針は、OECD行動指針が目指す目標とその理念を同じくするものとなっています。

## 定義

### 第三者パートナー

PwCのために、またはPwCと提携して遂行する業務を請け負ったか、またはPwCに製品またはサービスを提供する企業（その要員を含む）または個人。

注：要員とは、第三者パートナーの従業員または下請業者をいう。



“

## 声を上げましょう

### PwCにおける基準

PwCは、潜在的違反行為に対して積極的な対応を行うと共に、信義に従って懸念事項を報告したパートナー、プリンシパルおよびスタッフが報復を受けないよう保護します。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーには、PwCの事業(PwCへの製品またはサービスの提供を含みます)に関連する懸念、または本行動規範、法規制、倫理規範または職業上の基準に対する違反の疑いが生じた場合は、信義に従って報告することが期待されます。

また、本行動規範に関連する懸念事項は、法規制により禁止されている場合を除き、以下のいずれかの窓口を通じて報告することが期待されます。

- PwCとの取引において窓口となっているPwCの担当者
- PwCにおける適切な報告窓口
- PwCグローバル倫理・コンプライアンスヘルpline ([pwc.com/ethics](http://pwc.com/ethics))

懸念事項の報告は、匿名で行うことができます。

第三者パートナーには、信義に従って懸念を提起した者が報復の対象となる恐れはないことを自己の要員に対しても周知することが期待されます。

PwCは、報告内容を精査・調査し、適切な対応および調査がなされるよう、必要に応じて第三者パートナーにも通知します。



## 本行動規範および法規制の遵守

第三者パートナーは、適用される国内外の法規制を遵守するとともに、本行動規範を遵守することが期待されます。適用される法規制が本行動規範よりも厳格である場合には、当該法規制が優先されるものとします。

第三者パートナーには、本行動規範を遵守するために自身が必要と考える規定、手続および研修制度を整備することが期待されます。

## デュー・デリジェンスおよびモニタリング

### PwCにおける基準

PwCは、社内基準および社内規定の遵守状況をモニタリングしています。社内基準および社内規定の遵守は、PwCの成功のための重要な要素です。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーには、本行動規範を遵守するための業務フローおよび管理体制を整備することが期待されます。

PwCは、第三者パートナーとのリレーションシップ・チェックの一環として、リスク・ベースのデュー・デリジェンスを必要に応じて実施しています。第三者パートナーには、PwCによるデュー・デリジェンスの円滑な遂行のため、PwCの要請に従い、完全かつ正確な情報を提供することが期待されます。

PwCは、第三者パートナーが本行動規範に違反していると判断した場合、是正措置の実施を要求する場合があります。また、一定の状況においては、第三者パートナーとの取引を停止または解除する場合があります。

# ビジネス関係における 信頼を築く

## 独立性

### PwCにおける基準

PwCは、規制された専門業務に従事しており、保証業務を提供するクライアントに対する独立性の保持に関して適用される法律および国内外の基準や要件に従うことが求められています。PwCは、独立性を脅かす、またはその可能性が懸念される状況を積極的に回避し、対処しています。誠実性と客観性の基本原則に従うことは、あらゆるプロフェッショナル・サービスを提供する上で重要であり、独立性の保持は、PwCがクライアントに保証業務を提供する上で、それらの原則の遵守を確保するための礎となります。

PwCにとっての独立性とは、PwCが保証業務を提供する上で客観性が阻害される、または第三者から見て客観性が阻害されていると合理的に判断されるような利害関係を有しないことを意味します。

### 第三者パートナーに対する適用

PwCに適用される独立性要件の一部は、第三者パートナーにも適用される場合があります。どのような要件が適用されるかは、当該第三者パートナーとPwCとの取引関係の性質にもよりますが、PwCによるプロフェッショナル・サービスの提供をサポートしている第三者パートナーや市場においてPwCと提携している第三者パートナーが対象に含まれます。個別の適用要件については、PwCから該当する第三者パートナーの皆様にお知らせいたします。

第三者パートナーは、PwCの要請に応じて、適用される独立性要件を遵守すると共に、自己の要員に対しても、独立性要件を遵守する責任があることについて周知徹底するものとします。





## 利益相反および慎重に対応すべき状況

### PwCにおける基準

PwCは、サービスの引受、開始または継続に際して、その業務の遂行に際して生じ得る実際のまたは潜在的な利益相反および慎重に対応すべき状況を事前に特定し、適切に対処することに努めています。

PwCにとっての利益相反とは、業務提供または自己の事業に関連して、PwCが客観性をもって行動する能力に疑問を生じさせる可能性のある状況を意味します。また、慎重に対応すべき状況とは、PwCのビジネス、社会的評価またはクライアントとの信頼関係に関して深刻な問題が引き起こされる可能性のある状況を意味します。



### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、PwCのために遂行する業務、またはPwCと提携して遂行する業務などに影響を及ぼしかねない利益相反または慎重に対応すべき状況の存在または可能性に気づいた場合は、適時にPwCに通知するものとします。

PwCは状況に応じて、利益相反または慎重に対応すべき状況を管理するための適切な措置を講じるよう第三者パートナーに要請する場合があります。

## 公正な競争

### PwCにおける基準

PwCは、公正な競争を行うよう努めており、公正な競争を阻害するいかなる行為も許容しません。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、適用される独占禁止法および競争法などの法規制かを問わず、不正競争行為を一切行わないものとしに従い、単独での行為または他の企業や個人と共謀した行為です。また、競争を違法に制限したり、価格、報酬または利益を設定したり、PwCのために、もしくはPwCとの取引に関連して、クライアント、市場、人員またはサービスを割り当てるため契約を公式または非公式を問わず締結してはならないものとします。



## 腐敗行為および贈収賄の防止

### PwCにおける基準

PwCは、いかなる形態の腐敗行為や贈収賄も許容せず、直接または第三者を通じて、賄賂の要求、収受、申出、約束、支払を行うこと、およびファシリテーション・ペイメントを含むその他の不適切な支払を行うことを厳しく禁じています。

PwCにとっての腐敗行為とは、不適切な支払やその他の誘引行為、違法・犯罪行為、委託された権力の私的な利得のための乱用、または不当な便宜の提供を意味します。また、贈収賄とは、違法、非倫理的、不適切もしくは背信的な行為、または受領者の判断もしくは意思決定に不正に影響を及ぼすことを意図した

行為の誘因または報酬としての金銭、贈答品またはその他の何らかの価値(インターンシップまたは研修の提供等の非金銭的価値を含みます)の申出、約束、供与、收受、要求を行うことを意味します。さらに、ファシリテーション・ペイメントとは、金額の多寡に関わらず、行政サービスに係る定型業務(許認可、ライセンス、ビザの発行、郵便物の配達、公益事業サービスの利用など)を迅速に処理してもらうことを目的として、現役公務員または元公務員に渡す金銭または現物による支払いを指します。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、PwCのために、またはPwCと提携して業務を遂行する際は、腐敗行為や贈収賄、またはそれらへの関与が疑われかねない行為(不適切な支払を含みます)を行ってはならないものとします。禁止行為には、PwCのための、またはPwCを代理した賄賂と受け取られかねないファシリテーション・ペイメントや便宜の供与または受領も含まれます。

第三者パートナーは、PwCの事前の承認を得ずに、PwCのために、またはPwCに代わって、現職公務員、元公務員または民間の企業または個人との間で贈答品や便宜の授受をしてはならないものとします。

## 経済犯罪およびマネー・ローンダリング

### PwCにおける基準

PwCは、マネー・ローンダリング、詐欺、テロ資金供与などの経済犯罪を許容しません。

PwCにおいて経済犯罪とは、金銭的または経済的な利益を得るための違法行為を意味します。また、マネー・ローンダリングとは、犯罪者が違法な活動から得られた収益を正当な資金源より得らたように偽装するための一連の行為を指します。これには、かかる収益を隠匿、取得、利用もしくは所有する行為、またはかかる収益の取得、利用、保有もしくは管理を手助けする行為が含まれます。なお、PwCは、詐欺を、金銭的または個人的な利益を得ることを目的とした、または他者に損失や損害を与える、不誠実な行為や虚偽の表明全般として定義します。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、マネー・ローンダリングを含む経済犯罪を帮助する、またはPwCがそのような行為に直接または間接的に関与していることとなるような業務の提供や取決めを一切行ってはならないものとします。また、違法または詐欺的な行為（テロ行為、脱税、詐欺行為など）に対する資金提供や支援を行ってはならないものとします。

## インサイダー取引

### PwCにおける基準

PwCは、内部情報を取引に利用したり、不適切に開示したりすることを許容しません。

PwCにおいて内部情報とは、企業に関する一般に公開されていない情報（業績予想、合併・買収に関する情報、役職員の人事異動情報等）を指します。内部情報は、PwCを情報源とするものに限られません。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、当該情報がPwCとの取引の過程で入手された情報であるか否かにかかわらず、インサイダー取引を行ったり、内部情報を不適切に入手・開示したりしてはならないものとします。

企業の内部情報を保有する第三者パートナーは、当該企業の有価証券を売買してはならないものとします。

## 制裁および輸出規制

### PwCにおける基準

PwCは、適用される経済制裁または輸出管理に関する法規制に違反する行為を行わず、また、かかる行為を第三者が行うことに加担しません。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、経済制裁および輸出管理に関して適用される法規制を遵守し、自らまたはPwCがこれらの法規制に違反することになるような行為をしないものとします。

# お互いの信頼を 築く

第三者パートナーには、国際人権章典や労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言に規定されている基本的権利に関する原則を含む、国際的に宣言された人権要件および基準を満たした労働環境を整備することが期待されます。



## 採用および雇用慣行

### PwCにおける基準

PwCは、すべての人に均等な雇用機会を提供することに努めています。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、採用・雇用慣行において、いかなる者に対しても差別的な取扱いをしてはならないものとします。これには、人種、民族、肌の色、

年齢、性別、性自認および性表現、性的指向、政治的信条、市民権、出身国、宗教、障害、子の有無、経済的階級的地位、軍役経験の有無、または個人の能力または本質的な職務要件に無関係なその他の地位または属性が含まれます。



## 賃金および労働時間

### PwCにおける基準

PwCは、賃金、労働時間および超過勤務に関して適用される法規制を遵守することに努めています。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、各々が事業を開拓する国において適用される法規制に従って、労働時間、賃金および超過勤務手当を設定するものとします。

第三者パートナーは、少なくとも適用される最低賃金以上の額を支払うものとします。超過勤務が必要な場合があることは否定できないものの、第三者パートナーには、超過勤務を抑制し、人道的で生産的な労働環境を実現することが期待されます。

## 労働環境

### PwCにおける基準

PwCは、安全で差別のない労働環境を提供することに努めています。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、虐待、暴力、脅し、破壊的行為その他の不適切な行為の無い労働環境を提供し、セクシュアル・ハラスメント、差別、いじめなどの嫌がらせや無礼な行為を許容しないものとします。



## 児童労働

### PwCにおける基準

PwCは、児童労働に反対しており、いかなる形態の児童労働も許容しません。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、児童労働を使用してはならず、また、各々が事業を展開する国の法律で定める就業可能な最低年齢に達している者のみを雇用するものとします。

## 人身取引および奴隸労働

### PwCにおける基準

PwCは、人身取引および奴隸労働に反対しており、いかなる形態の人身取引および奴隸労働も許容しません。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、人身取引または強制労働、拘束された労働もしくは自由意志に基づかない労働を含む奴隸労働に関与または加担してはならないものとします。

## 安全衛生

### PwCにおける基準

PwCは、国際的に宣言された人権要件に準じた健康的で安全な労働環境を提供することに努めています。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、国際的に宣言された人権要件に準じた健康的で安全な労働環境を提供するものとします。

また、職場における安全衛生上のインシデントや事故を最小限に抑え、それらに適切に対応すると共に、十分な個人用保護具を提供するものとします。

## 結社の自由

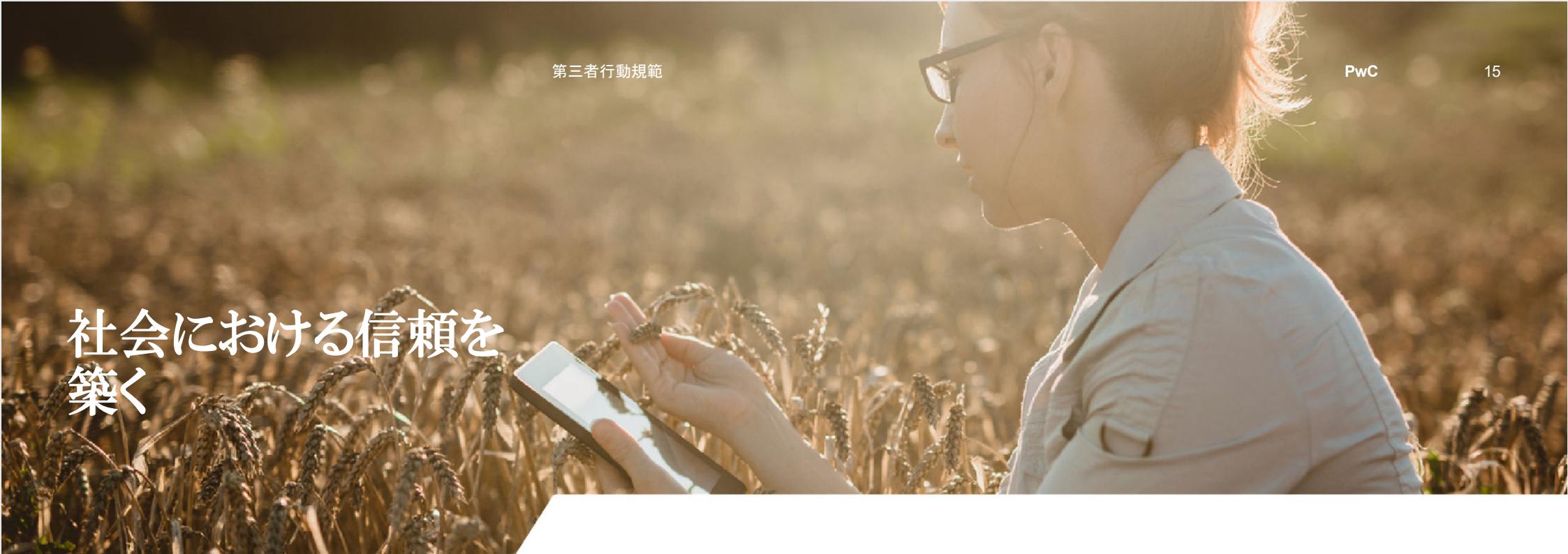
### PwCにおける基準

PwCのパートナー／プリンシパルおよびスタッフは、自由意志に基づいて団体を合法的に設立して加入し、平和的に集う権利を有しています。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーには、自己の要員が自由意志に基づいて団体を合法的に設立して加入し、平和的に集うことを認めることが期待されます。





社会における信頼を  
築く

## 環境スチュワードシップ

### PwCにおける基準

PwCは、自己の事業活動やサプライチェーンが環境に与える直接的・間接的な影響を最小限に抑えることで、環境パフォーマンスを継続的に改善していくことに努めています。2030年の目標としてネットゼロ基準を達成するという科学的根拠に基づく公約を世界的に掲げたのも、その取り組みの一環です。PwCは、温室効果ガスの排出量を50%削減するとともに、クリーンエネルギーへの移行、炭素除去プロジェクトへの支援、脱炭素化を目指すバリューチェーン全体との連携を通じて、これを達成します。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーには、地球温暖化の抑制のために自己の役割を果たすことが期待されており、その一環として、自己の組織やサプライチェーンが環境に及ぼすリスクや影響を把握・管理するための努力が求められます。具体的には、科学的根拠に基づく温室効果ガスの排出削減目標の設定、再生可能エネルギーへの移行、効果的な廃棄物管理、天然資源の効率的な利用や責任ある水資源管理(ウォーター・スチュワードシップ)などが含まれます。また、サプライヤーにも、環境破壊を食い止め、生物多様性を保全するために、自己の役割を果たすことが望まれています。

# 情報利用における信頼を 築く



## 機密保持およびデータ保護

### PwCにおける基準

PwCは、クライアントおよびPwCのパートナー／プリンシパルおよびスタッフならびにその他取引先等に関する情報、またはこれらの者に帰属する情報のプライバシーおよび機密性を尊重しています。PwCは、あらゆる形態の個人データおよびその他の秘密情報を保護します。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーがPwCとの取引の過程において取得した個人データおよび機密情報の処理または開示を行う場合は、必ず、PwCの承認または指示、および適用される法規制による要請に従って行うものとします。また、個人データおよび秘密情報を、不正または違法な利用、開示、アクセス、喪失、改ざん、破損および破壊から保護するものとします。

## 知的財産

### PwCにおける基準

PwCは、自己の知的財産を保護し、他者の有効な知的財産権を尊重することに努めています。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーには、PwCおよびその他の者の知的財産権を尊重することが期待されます。具体的には、PwCが許可する方法以外でPwCの知的財産を使用することや、PwCのために、またはPwCと提携して遂行する業務のために、またはそれらの業務に関連してライセンスを受けていない第三者のソフトウェアや技術を使用することはしてはならないものとします。



## ITセキュリティ

### PwCにおける基準

PwCは、情報セキュリティ管理体制の整備・運用を通じて、委託された情報ならびに物理的資産およびIT資産の保護に努めています。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーは、PwCが求める要件を満たすセキュリティ管理を用いてPwCおよびそのクライアントならびにその他の第三者から取得した物理的・電子的資産を含む情報を管理・保護するものとします。



## ソーシャル・メディア

### PwCにおける基準

PwCは、ソーシャル・メディア・プラットフォームについて責任ある利用を徹底し、適切な配慮をもってオンライン上でのパブリック・コミュニケーションを行うことに努めています。

### 第三者パートナーに対する適用

第三者パートナーには、ソーシャル・メディア・プラットフォーム上で、礼儀やプロ意識に欠ける言動、ハラスメント、中傷、差別およびその他の禁止行為をしないようにすることが期待されます。また、PwCが明示的に許可した場合を除き、PwCを代理しての行動または発言、PwCを名乗ること、またはPwCの責に帰すべき見解の表明をしてはならないものとします。



## 本行動規範の確認

PwCおよびそのクライアントのために、またはこれらと提携して業務を遂行する上で本行動規範を受領した第三者パートナーは、以下のことに同意するものとします。

- 本行動規範に定める要件および期待事項を遵守する。
- PwCが第三者パートナーに対して実施するデュー・デリジェンスの円滑な遂行のため、完全かつ正確な情報を提供する。
- 各々が事業を展開する国の適用法令を遵守する。



**[www.pwc.com/thirdpartycodeofconduct](http://www.pwc.com/thirdpartycodeofconduct)**